

「社長」  
の疑問に  
お答えします

# 実務に役立つ 税務Q&A

税理士法人マイツ 税理士 川村忠男

## 配当所得の課税について



同じ銘柄の上場株式でも法人株主の場合と個人株主の場合では、受け取る配当金に対して源泉徴収される税額が異なっているようですが、非上場会社から受け取る配当金も含め、株式配当についての課税はどのようにになっているのか概略を教えてください。



株式配当についての源泉徴収税率は、配当をする会社が上場会社であるか、非上場会社であるかによって異なり、上場会社からの配当金についてはさらに株主が法人であるか個人であるかによって個人住民税の徴収がされるか、あるいはされないかの相違があります。(下表参照)

### 上場株式等の配当

#### (1) 源泉徴収税率

上場株式等の配当は、個人株主に対しては所得税7%、住民税3%が源泉徴収されます。なお、法人株主に対しては所得税7%のみが源泉徴収されます。

#### (2) 確定申告不要制度

個人の大口株主(発行済み株式のうち、総数又は出資金額の5%以上を保有しているもの)を除き、1回の支払金額にかかる

わらず(平成15年4月1日以後に支払を受けるものについては、1銘柄当たり1回5万円(年1回10万円)以下という上限額が撤廃されました。)所得税・個人住民税とも確定申告を要しないこととされています。

#### (3) 確定申告を選択した場合

上場株式等の配当について確定申告を選択することも可能です。この場合、ほかの所得とあわせて税額を計算し、配当控除も適用されます。また、徴収された所得税7%及び個人住民税3%の税額は、それぞれ所得税、住民税の税額から控除され、控除しきれない分は還付されます。

### 非上場株式の配当

#### (1) 源泉徴収税率

非上場株式の株主配当金については、法人株主、個人株主とも所得税20%のみが源泉徴収されます。

#### (2) 申告不要制度(住民税には申告不要制度はありません。)

所得税については、原則、確定申告が必要ですが、1銘柄当たり1回5万円(年1回10万円)以下の少額配当は、確定申告を要しないこととされています。しかし、住民税では非上場株式の配当について、確定申告不要制度はありませんので、住民税の申告が必要です。

### 扶養控除等との関係

申告不要制度の適用が可能な配当金については、申告しなければ合計所得には算入しません。そのため、たとえ配当所得が38万円を超えている場合でも、申告しなければ扶養親族等に入れることができます。

### 配当所得の源泉徴収税率

(平成16年1月1日~平成20年3月31日)

株式配当会社の区別	株 主 の 区 別	源 泉 徹 収 税 率	
		所 得 税	個 人 住 民 税
上 場 会 社	法 人 株 主	7 %	
	個 人 株 主	7 %	3 %
非 上 場 会 社	法 人 株 主	20%	
	個 人 株 主	20%	